

別表第1(第3条関係)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
高知DMAT設備整備事業	1チーム当たり 資機材 6,227,000円 1機関当たり 車両 400万円	日本DMATの整備に必要な資機材(※)の購入(各医療機関2チーム目まで)及び日本DMATが出勤する際に使用する緊急自動車の購入に必要な経費(赤色灯の設備及び車体へのDMAT車両である旨の表示に係る経費を含む。)	2分の1以内
防災訓練参加支援事業	知事が必要があると認めた額	国が主催する防災訓練に参加するために必要な次の経費 旅費、需用費(燃料費)、 役務費(通信運搬費)、使用料 及び賃借料	10分の10以内
災害時DMAT活動支援事業	知事が必要があると認めた額	災害時にDMATが救護活動を行うために必要な次の経費 人件費(報酬、給料、賃金、報償費)職員手当、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	10分の10以内

※厚生労働省が示す「DMAT標準医療資機材」を参考にすること。